

いじめ防止等の対策に関する基本方針

令和8年度
揖斐川町立揖斐小学校

本方針は、人権尊重の理念に基づき、揖斐小学校の全ての児童が充実した学校生活を送ることができるよう、「いじめ問題」を根絶することを目的に策定するものである。

1 いじめ防止についての基本的考え

いじめの定義は、次のとおりである。

- ①当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行われているもの
- ②心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）
- ③当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの

いじめ事案への適切な対処について、学校全体で「いじめは、人間として絶対にゆるされない。」と認識し、「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい。」という意識で子どもを見守り、迅速かつ組織的に対応するために、いじめの兆候や発生を見逃さないという認識を学校全体で共有する。また、「いじめはどの児童にも起こりうる。」という事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を学校全体で共有する。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(1) いじめ未然防止・対策委員会

いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「いじめ防止・対策委員会」を設置する。

学校職員：校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、教育相談主任、養護教諭 学校職員以外：保護者代表、学校運営協議会委員、スクールカウンセラー、医師、民生児
--

(2) 全職員による児童理解と研修

毎週木曜日の終礼時に、全職員で、児童の気になる姿や様子を交流する。

問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報交換、及び共通行動について話し合いを行う。

3 いじめの未然防止、早期発見、早期対応の年間計画

期日	取組内容	備考
4月 ～ 6月	<ul style="list-style-type: none">・入学式等での「学校いじめ防止基本方針」（以下「方針」）説明・学校だより、Webページ等による「方針」等の発信・職員研修会の実施（「方針」、前年度のいじめの実態と対応等）・「いじめ未然防止委員会」「いじめ不登校対策委員会」の実施（随時実施）・学年部会（いじめ防止対策の取組についての中間交流）・いじめアンケート（記名記述式）と教育相談の実施・学年部会（いじめ防止対策の取組についての交流）・児童生徒向け情報モラル研修とネットモラルアンケート・いじめの未然防止に関する「いきいきタイム」の実施 学校運営協議会における「方針」等の説明	「方針」の確認
7月	<ul style="list-style-type: none">・いじめアンケート（記名記述式）と教育相談の実施・第1回「教職員取組評価（学校評価）アンケート」・学年部会（いじめ防止対策の取組についての交流）・職員会（夏休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り）	第1回県いじめ調査 夏季休業中の指導

8月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート（記名記述式）と教育相談の実施 ・「教職員取組評価（学校評価）アンケート」結果から（対策等の見直し） ・職員研修（「いじめ防止」に関わる講師派遣依頼、「いじめ防止 これだけは」による自主研修） 	
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの未然防止に関する「いきいきタイム」の実施 ・学年部会（いじめ防止対策の取組についての交流） ・学校だよりによる取組の見直し等の公表 ・Webページ等による取組経過等の報告 	
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート（記名記述式）と教育相談の実施 ・学年部会（いじめ防止対策の取組についての交流） ・「いじめ未然防止委員会」による中間交流 ・学校運営協議会での交流 	
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート（記名記述式）と教育相談の実施 ・学年部会（いじめ防止対策の取組についての交流） ・仲間関係作りに関わる「ひびきあい集会」に向けた取組（全校でのいじめ防止対策の取組） ・児童生徒向け情報モラル研修とネットモラルアンケート 	
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート（記名記述式）と教育相談の実施 ・学年部会（いじめ防止対策の取組についての交流） ・「ひびきあい集会」（児童計画委員会の発表）の実施 ・第2回「教職員の取組評価（学校評価）アンケート」（次年度に向けて） 	第2回県いじめ調査 冬季休業中の指導
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート（記名選択式）と教育相談の実施 ・いじめの未然防止に関する「いきいきタイム」の実施 ・学年部会「いじめ未然防止委員会」による中交流 ・職員会（冬休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り） ・教職員による次年度の取組計画 	
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート（記名選択式）と教育相談の実施 ・第2回「いじめ不登校対策委員会」の実施（外部専門家も含む。本年度のまとめ及び来年度の計画立案） ・学校運営協議会での交流 	
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート（記名選択式）と教育相談の実施 ・第3回「教職員の取組評価アンケート」（1年間の評価） ・学校だより等による次年度の取組等の説明 	第3回県いじめ調査(国の調査を兼ねる) 次年度への引き継ぎ

4 いじめの未然防止、早期発見、早期対応に関する具体的方策について

(1) いじめ未然防止に関すること

児童に関わること	保護者に関わること (学校→保護者→児童)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 世の中には、いろいろな考えをもっている人がいることを指導する。(道徳科・特活・総合) ・ 学級活動等で、インターネットの危険や情報モラルについて指導する。 ・ かがやき見つけなどを活用して、道徳教育の充実を図る。 ・ 正しい判断力(自己指導能力)を身に付けさせる。 ・ 進んで異学年交流活動や奉仕体験活動を仕組み、取り組むようにする。 ・ 「いきいきタイム」を通して、いじめの定義やいじめの芽(シンキングエラー)について指導し、考えさせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自分の物や他人の物を大切に扱うように育てる。 ・ 携帯電話やスマートフォン、インターネットを使うルール作りを行う。 ・ 友達の気持ちを踏みにじったり傷つけたりすることの重大さを日頃から、児童に伝える。 ・ 地域での様々な体験を通して、集団の一員としての自覚や自信を育む。

(2) いじめの早期発見に関すること

児童に関わること	保護者に関わること (学校→保護者→児童)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童が集団から離れて一人で行動している時は、声をかけて話を聞く。 ・ 毎月、アンケートを実施して定期教育相談を行い、児童から情報や悩み事等を聞き取る。 ・ 研修センターの教育相談、西濃教育事務所のほほえみダイヤル、子相の子ども・家庭110番窓口を周知する。 ・ 上靴、机、椅子、学用品、掲示物等のいたずらや給食への異物混入等には、すぐに対応し、原因を明らかにするとともに、家庭への連絡を密にする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもとの会話をできるだけ多くする。 ・ 持ち物の紛失や壊れ、服装等の汚れや乱れに気を配る。 ・ 悩みは何でも親に相談できるような雰囲気、普段から作っておく。

(3) いじめの早期対応に関すること

① 暴力を伴ういじめの場合

	児童に関わること	保護者に関わること (学校→保護者→児童)
被害	<ul style="list-style-type: none"> ・ つらく悲しい気持ちに共感し、「いじめから全力で守ること」を約束する。 ・ 本人や周囲からの聞き取りを重視し、具体的・精神的被害についての的確に把握し、迅速に初期対応をする。 ・ 休み時間や登下校の際も、教師による見守りを行い、被害が継続しない体制を整える。 ・ いじめの背景をつきとめ、根本的な解決を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ わが子を守り抜く姿勢を見せ、子どもの話に耳を傾け、事実や心情を聞く。 ・ 学校と保護者の連携によりいじめの問題解決に向けた方針を共通理解する。

加害	<ul style="list-style-type: none"> 「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、複数の職員で事実を確認し、暴力をやめさせる。 いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決を図る。 場合によっては、スクールカウンセラー、教育相談、子ども相談センター、警察等関係諸機関と連携をとる。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校は、いじめられた児童を守ることを第一に考えた対応をとることを伝え、共通理解する。 事実を冷静に確認し、わが子の言い分を十分に聞くようにする。 被害児童、保護者に対して、適切な対応（謝罪等）を行うことを共通理解する。
----	---	---

② 暴力を伴わないいじめの場合

	児童に関わること	保護者に関わること (学校→保護者→児童)
被害	<ul style="list-style-type: none"> つらく悲しい気持ちに共感し、「いじめから全力で守ること」を約束する。 本人や周辺からの聞き取りを重視し、精神的被害についての確に把握し、迅速に初期対応をする。 休み時間や登下校の際も、教師による見守りを行い、被害が継続しない体制を整える。 いじめの背景をつきとめ、根本的な解決を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> わが子を守り抜く姿勢を子どもに見せるように伝える。 いじめの問題解決に向けた方針について共通理解をする。
加害	<ul style="list-style-type: none"> 「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、複数の職員で事実を確認し、心情に訴えていじめをやめさせる。 いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決を図る。 場合によっては、スクールカウンセラー、教育相談、子ども相談センター、警察等関係諸機関と連携をとる。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校は、いじめられた児童を守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。 事実を冷静に確認し、わが子の言い分を十分に聞く。 被害児童、保護者に対して、適切な対応（謝罪等）を行うことを共通理解する。

③ 行為が見えにくい場合

	児童に関わること	保護者に関わること (学校→保護者→児童)
被害	<ul style="list-style-type: none"> つらく悲しい気持ちに共感し、「いじめから全力で守ること」を約束する。 本人や周辺からの聞き取りを重視し、精神的なダメージについての確に把握し、迅速に初期対応する。 いじめの背景をつきとめ、根本的な解決を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> わが子を守り抜く姿勢を子どもに見せるように伝える。 いじめの問題解決に向けた方針について共通理解をし、何でも話せる環境づくりをする。
加害	<ul style="list-style-type: none"> 「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、複数の職員で事実を確認し、心情に訴えていじめをやめさせる。 いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決を図る。 スクールカウンセラーと連携をとる。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校は、いじめられた児童を守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。 事実を冷静に確認し、わが子の言い分を十分に聞く。

④ いじめがあった集団で直接関係のない者

児童に関わること	保護者に関わること (学校→保護者→児童)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 傍観することはいじめに加担することと同じであることを理解させ、いじめられた児童の苦しみを考えさせて理解できるように指導する。 ・ 友達の言いなりにならず、自分で考えて行動することの大切さに気付かせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめに気付いた時、傍観者とならず、助ける側の態度をとることができるように児童に話をする。 ・ いじめに対する考え方を理解してもらい、どんな場合でもいじめの側や傍観者になってはならないという気持ちを育てるように伝える。

⑤ 地域・家庭との連携

各家庭での取組	地域での取組
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自分の子どもに関心を持ち、子どものさびしさやストレスに気付くことができる親になれるように啓発する。 ・ ダメな時は叱ることのできる親に、頑張った時は褒めることのできる親に、意識して指導できるようにする。 ・ 家庭での父親の存在の重要性を伝え、母親任せの子育てにならないように、父親も参加するように啓発する。 ・ 携帯電話やスマートフォン、パソコンを使うルールを保護者と本人で話し合って決める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもたちを「地域の宝」として育てる意識を持ち、「子ども110番」の周知を図り、子どもたちに地域から守られているという安心感をもたせる。 ・ 子どもたちと顔見知りになるために、「あいさつサポーター」の方を中心に、子どもたちと出会った時はあいさつや声かけをお願いする。 ・ 公園や遊び場などで子どもが困っている場面を見かけたら、積極的に声をかけていただく。

先生たちから3つのメッセージ

- 1 先生たちは、一生懸命がんばる子を応援します。
- 2 いじわるや間違ったことをしたら本気で指導します。
- 3 困ったことがあったら、どの先生でもいいから相談してください。相談されたら、先生たちはすぐにみんなで解決に動きます。

⑥ アンケートについて

いじめアンケート実施後、教育相談を行い、児童からの情報や悩み事等を聞き取る。アンケートは担任と生徒指導主事だけでなく、適切かつ迅速に全職員で点検・集計を行う。

アンケートの質問票の原本等の一次資料の保存期間は最低でも当該児童が卒業するまでとし、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を5年とする。

いじめアンケート以外にネットモラルのアンケートも年2回行い、児童のネットモラル研修に生かす。

(4) 重大事態と判断されたときの対応

- ①教育委員会への第一報を速やかに報告する。
- ②当該重大事態と同種の事態発生を防止するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査にあたる。
- ③上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童及び保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ④児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助

を求める。

5 いじめの解消の定義

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の3つの要件が満たされていることとする。

- ① いじめに係る行為が止んでいること。

いじめに係る行為が止んでいる状態が相当期間（少なくとも3ヵ月）継続していること。

- ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

- ③ 被害児童とその保護者が解消していると認め、校内のいじめ対策委員会でも同様に解消していると判断した場合。

6 関係機関との連携

- (1) 町教育委員会や民生児童委員会などの組織や病院と、指導面での緊密な連携を図り、教育相談員の配置や校内研修（チェックリスト・ネットトラブル防止等）の充実を図る。
- (2) いじめの問題に関して実質的な委員会の場を確保し連携を図る。
- (3) 教育・福祉に関する知識を有する町の職員と不登校いじめ対策委員とで問題解決にあたる。

6 保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

7 学校評価の実施

学校評価において、いじめ問題への取組等について自己評価を行うとともに、その結果を教育委員会等に報告する。